

## ●アメリカン・エキスプレス・ビジネス・カード会員規約新旧対照表（傍線部分は改正部分。）

改定前	改定後
<p><b>第 11 条(会員資格の一時停止および取消し等・期限の利益の喪失)</b></p> <p>1.</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) 会員が当社から複数のカードを貸与されている場合で、他のカードについて本項のいずれかの事由に該当した場合。</p> <p>(8) 当社が貸与するカードがマネーロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがある場合。</p> <p>(9) 入会後相当期間内に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)に基づく取引時確認が完了しない場合。</p> <p>(10) 会員の所在が不明となった場合。</p> <p>(11) その他、会員のカード利用またはその利用目的等が適当でないと当社が認めた場合。現金を取得することを目的として、カードが利用されたと当社が認めた場合を含む。</p> <p>(12) 第 10 条第 1 項に定める自動振替による支払いのために必要な決済口座の設定手続きが完了していない場合。</p> <p>(13) 会員が死亡したことを当社が知ったとき、または法人会員もしくは会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社にあった場合。</p> <p>2. 当社は、会員資格が取消された会員の氏名およびカード番号を無効番号通知書に掲載し、加盟店に通知することができます。会員資格を取消された会員は、直ちにカードを半分に切断の上、破棄または当社に返却するものとします。また、切断できない場合は当社の指示に従うものとします。会員資格を取消された会員は、本規約に定める支払期限にかかわらず、</p>	<p><b>第 11 条(会員資格の一時停止および取消し等・期限の利益の喪失)</b></p> <p>1.</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 会員が当社（当社が業務委託する者を含みます。）の従業員に対して次の①から⑤に掲げる行為その他の当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含みます。）</p> <p>① 暴力、威嚇、脅迫、強要</p> <p>② 暴言、性的な言動、セクハラ行為、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動</p> <p>③ 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動</p> <p>④ 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ</p> <p>⑤ 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求</p> <p>(8) 会員が当社から複数のカードを貸与されている場合で、他のカードについて本項のいずれかの事由に該当した場合。</p> <p>(9) 当社が貸与するカードがマネーロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがある場合。</p> <p>(10) 入会後相当期間内に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)に基づく取引時確認が完了しない場合。</p> <p>(11) 会員の所在が不明となった場合。</p> <p>(12) その他、会員のカード利用またはその利用目的等が適当でないと当社が認めた場合。現金を取得することを目的として、カードが利用されたと当社が認めた場合を含む。</p> <p>(13) 第 10 条第 1 項に定める自動振替による支払いのために必要な決済口座の設定手続き</p>

<p>当社からの通知・催告なしに当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の債務をただちに弁済するものとします。この場合、お支払いただくべき金額のうち、カードによる商品等の購入代金にかかる金額に対しては実質年率14.6%の遅延損害金をお支払いただきます。</p>	<p>が完了していない場合。  <u>(14)</u> 会員が死亡したことを当社が知ったとき、または法人会員もしくは会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社にあった場合。</p> <p>2. 当社は、会員資格が取消された会員の氏名およびカード番号を無効番号通知書に掲載し、加盟店に通知することができます。会員資格を取消された会員は、直ちにカードを半分に切断の上、破棄または当社に返却するものとします。また、切断できない場合は当社の指示に従うものとします。会員資格を取消された会員は、本規約に定める支払期限にかかわらず、当社からの通知・催告なしに当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の債務をただちに弁済するものとします <u>(ただし、第1項第14号に該当する場合については、営業目的以外の目的でのカード利用に基づく債務を除きます。)</u>。この場合、お支払いただくべき金額のうち、カードによる商品等の購入代金にかかる金額に対しては実質年率14.6%の遅延損害金をお支払いただきます。</p>
<p><b>第19条 (反社会的勢力でないことの表明・確約)</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. (1)～(4) (略) (新設)</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為</p>	<p><b>第19条 (反社会的勢力でないことの表明・確約)</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. (1)～(4) (略) <u>(5)前項各号または前各号に該当する者にカードまたはカード付帯サービス・特典を利用させ、または利用させようとする行為</u></p> <p><u>(6) その他前各号に準ずる行為</u></p>

●個人情報の取扱いに関する同意条項および重要事項新旧対照表（傍線部分は改正部分。）

第1条 (個人情報の収集・保有・利用、提供)	第1条 (個人情報の収集・保有・利用、提供)
4. 会員等は、当社が、本条第1項および第2項の目的のため、本条第1項(1)から(9)ま	4. 会員等は、当社が、本条第1項および第2項の目的のため、本条第1項(1)から(9)ま

<p>での個人情報を以下の者との間で共同して利用することに同意するものとします。これらの情報は、当社から以下の者に対し提供され、また場合により以下の者から当社に対して提供されることがあります。これらの情報の管理についての責任は当社が有するものとします。</p> <p>(1) (略) (2) (略)</p>	<p>での個人情報を以下の者との間で共同して利用することに同意するものとします。これらの情報は、当社から以下の者に対し提供され、また場合により以下の者から当社に対して提供されることがあります。これらの情報の管理についての責任は当社が有するものとします。<u>以下(2)の者が外国にある場合における、当該外国の名称、当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報および以下(2)の者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報その他参考となる情報は当社のホームページをご確認ください。</u></p> <p>(1) (略) (2) (略)</p>
<p>5. 会員等は、以下の場合に、当社が本条第1項(1)(2)および(9)のうち目的達成に必要最小限の個人情報をそれぞれ以下に記載の者に対して提供し、提供先が利用することに同意するものとします。</p> <p>(1) (2) (3) (略)</p>	<p>5. 会員等は、以下の場合に、当社が本条第1項(1)(2)および(9)のうち目的達成に必要最小限の個人情報をそれぞれ以下に記載の者に対して提供し、提供先が利用することに同意するものとします。<u>以下の者が外国にある場合における、当該外国の名称、当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報および以下の者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報その他参考となる情報は当社のホームページをご確認ください。</u></p> <p>(1) (2) (3) (略)</p>
<p>7. 会員等は、会員等のEメールアドレスに関して、当社が、不正利用対策を目的として、外国にある提供先に提出し、当該提供先が有する不正検知システムに照合すること、および、当該提供先により、不正利用対策を目的として、当該不正検知システム内に保有され、利用されることに同意するものとします。</p>	<p>(削除)</p>
<p>7. 会員等は、本条第1項(1)および(8)の個人情報について、当社が、与信判断および不正利用対策のため、アメリカ合衆国にある不正検知システムを運営する提供先に提出するこ</p>	<p>7. 会員等は、本条第1項(1)および(8)の個人情報について、当社が、与信判断および不正利用対策のため、アメリカ合衆国にある不正検知システムを運営する提供先に提出するこ</p>

と、および、当該提供先の不正検知システムによる検出結果を当社が取得・利用することに同意するものとします。なお、当該提供先は、当社から提出を受けた個人情報を本項に規定された目的を達成した後、消去いたします。

と、および、当該提供先の不正検知システムによる検出結果を当社が取得・利用することに同意するものとします。なお、当該提供先は、当社から提出を受けた個人情報を本項に規定された目的を達成した後、消去いたします。アメリカ合衆国における個人情報の保護に関する制度に関する情報および提供先が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報その他参考となる情報は当社のホームページをご確認ください。